

軍師アカデミー 受講規約

第1章 総則

(名称)

第1条

後継者の軍師認定コンサルタント養成講座を、軍師アカデミーと称し、当該年度等とともに当該年度の講座名を定めるものとする。

(事務局)

第2条

当講座の開催事務局は、株式会社後継者の軍師本社内に置く。

第2章 講座の目的と内容、受講手続きについて

(目的)

第3条

当講座は、株式会社後継者の軍師が認定する「後継者の軍師認定コンサルタント」として求められる要件を満たす人材を養成するために開催され、その養成と輩出を目的とする。

(内容)

第4条

当講座の内容は、軍師認定委員会からの助言をもとに株式会社後継者の軍師が企画し、定めるものとし、講義及び実習によって構成される。

(受講手続きと承認)

第5条

1. 当講座の受講に際しては、本規約及び後継者軍師会規約に合意の上で株式会社後継者の軍師が定める所定の手続きによる受講申し込みを行うことで申請できる。
2. 株式会社後継者の軍師は、受講申込書への記載内容及び申し込み順位等を考慮し、即時の判断でその受講の可否を判断することができる。
3. 所定の手続きを経て、株式会社後継者の軍師による簡易審査を経て、受講票が発行された時点で受講契約が成立したものとみなす。

第3章 受講の中止、解約について

(解約)

第6条

1. 受講者は自身の判断により、開講前及び開講後の受講期間中に受講契約を中止、解約することができる。その場合、以下の考え方にに基づき、キャンセル料が発生する。

キャンセル料ルール	開講 1 か月以上前	受講料の 30%
	開講 2 週間前～1 ヶ月未満	受講料の 50%
	開講 日前日～2 週間未満	受講料の 80%
	開講日以降	受講料の 100%

2. 株式会社後継者の軍師は以下の場合に受講契約を解約し、当該受講者をアカデミーから除籍処分する

ことができる。なお、その場合、受講料は返却されないものとする。

(1) 受講者がアカデミー期間中に公序良俗に反する行為もしくは法律に違反する行為を行った可能性が否定できず、継続受講が後継者の軍師ブランドを棄損させると判断した場合。

(2) 受講者が他の受講者の学習を阻害し、悪影響を与えていると判断した場合。

(3) 受講者が株式会社後継者の軍師との間の債務履行を滞らせた場合。

(4) その他、後継者の軍師認定コンサルタントとして不適格かつ解決できない事情があると判断した場合。

第4章 講座の休講、延期、中止

(休講及び延期)

第7条

天候不順、交通機関によるトラブル、講師の体調不良等が発生した場合、軍師アカデミーの講義は休講もしくは延期となる場合がある。その場合、事務局は速やかに受講者に連絡するものとし、補完日程の調整等の対応をとる。

(中止)

第8条

天変地異、経営環境の変化に伴い、株式会社後継者の軍師は軍師アカデミー及び後継者の軍師認定コンサルタント制度を中止することができる。ただし、講座開講期間中での中止の場合、日割り計算により受講費の算額相当分を受講者に返却するものとする。

第5章 後継者の軍師の認定

(認定)

第9条

軍師アカデミーでは、その最終日に「後継者の軍師認定コンサルタント」としての認定試験を実施する。可否に関しては、軍師認定委員会からの助言による審査基準をもとに、株式会社後継者の軍師がその試験結果と受講期間中の態度、監察結果を審査し、株式会社後継者の軍師が認定を行う。

(軍師認定委員会)

第10条

株式会社後継者の軍師は、「後継者の軍師認定コンサルタント」の審査基準作成及びその養成方法への助言のために軍師認定委員会を設置する。軍師認定委員会は上限7名までの委員で構成され、その委員は株式会社後継者の軍師代表取締役より委嘱される。

第6章 認定の更新、資格抹消

(更新)

第11条

1. 後継者の軍師認定コンサルタントの認定資格有効期間は、軍師アカデミー修了、試験合格の翌年度から3年間とし、その後の更新には定められた更新要件を満たしていることが条件となる。なお、試験合格日が年度途中である場合、その起算日についてはその都度定められるものとする。

2. 更新時期に要件を満たしていない場合、後継者軍師会会員であり続けることで追加研修等による資格

保留期間として扱われる。その期間中は後継者の軍師認定コンサルタントではないが、研修等によって必要要件を満たすことで認定登録を復活させることができる。

(資格抹消)

第 12 条

以下の条件に当てはまる場合、後継者の軍師認定コンサルタントはその資格認定を抹消される。

- (1) 後継者軍師会が定める倫理規定に著しく違反した場合
- (2) 事前の連絡と合理的な理由がないままに、後継者の軍師認定コンサルタントとしての会費、受講料等の支払いが 2 か月以上滞った場合
- (3) その他、後継者の軍師認定コンサルタントとして相応しくない言動があった場合

第 7 章 規約の変更

(変更)

第 13 条

株式会社後継者の軍師は、アカデミーの内外環境を踏まえ、独自の判断で本規約を改変することができる。その場合、新しい規約は株式会社後継者の軍師のホームページにオンライン上で掲載された時点で効力を発揮する。

附 則

1. この受講規約は、2010 年 3 月 1 日より施行する。
2. この受講規約は、2011 年 3 月 1 日に改訂された。